

透析部門システム Future Net web+（日機装社製）保守点検業務仕様書

京都市立病院における透析部門システム Future Net web+（日機装社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、下記のとおり仕様書を定める。

記

1 対象機器等

(1) 透析部門システム（日機装社製）

Future Net web + 1式（ハードウェア及びソフトウェア）

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2

京都市立病院 本館3階 血液浄化センター

3 契約期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 契約条件

(1) 業務の内容

乙は、契約期間中は常に機器を良好に使用できる状態を維持するため、年1回の定期点検を行うこと。

(2) 実施要領

ア 乙は、点検実施予定表を令和3年7月末までに甲の事務局契約担当へ提出すること。なお、実際の点検実施日時等については、病院の業務に支障のないよう甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに甲の事務局契約担当へ報告すること。

イ 乙は、標準作業書を常備し、従事者に周知すること。

ウ 定期保守点検は標準作業書に基づき実施すること。

エ 乙は、保守点検終了後速やかに、乙の所定の様式により実施結果の報告書を甲の担当者へ提出し、その内容についての確認を得たうえで、完了届を事務局契約担当へ提出すること。

オ 乙は、本契約の対象機種に故障が発生し、連絡を受けたときは、サーバー及び体重計ユニットに関しては、24時間かつ年中無休にて、その他のクライアントPC、プリンターは速やかに、点検、調整、修理等を行うこと。

カ 故障の修理に時間がかかる場合等、甲の業務に支障をきたす場合は、乙は無償で代替器を提供すること。

キ 機器に関する取扱い、不具合、故障等の情報については、関係部署へ積極的

に情報提供すること。

ク 乙は、業務上知り得た個人情報について、漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。

(3) 本契約に含まれる費用

ア 定期点検費用

イ 緊急時の調整、修理に係る作業工賃、交通費等

(4) 保守管理費用以外の費用

次に掲げる事項により生じた費用は、(3)アの範囲に含まないものとする。

ア 設置場所変更による装置移動並びに据付調整作業

イ 天災地変、その他不可抗力（故意又は過失）により生じた損害の修復作業

(5) 委託料の支払

甲は、乙の請求により、委託料を月割で支払う。

なお、甲は乙から提出された支払請求書を審査し、適當と認めたときに支払請求書を受理したものとする。

(6) 乙は、本契約の履行にあたり、乙の責により、甲（第三者を含む）への財産物への損失、損害、又は身体的損害を与えた場合は、乙はこれを負担するものとする。ただし、機器の停止に伴う甲（第三者を含む）への間接的損害、損失、試験者等への補償は、これを負担しないものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。